

「特定建築物への太陽光発電設備等の設置に関する要綱」第 7 条第 2 項（１）の修正について

修正後(令和 7 年 2 月 28 日ホームページ掲載)	修正前(令和 6 年 7 月 12 日ホームページ掲載)
（１）当該特定建築主が、再エネ割合の値が次式により算定して得た X の値以上であるメニューを選択し、<u>A の量以上の</u>再エネ小売電気（当該メニューに基づき電気を供給する小売電気事業者との電気供給契約によって供給される電気をいう。以下同じ。）を当該特定建築物において利用する措置（以下「再エネ小売電気の調達」という。） $X = A \div B \times 100 + C \times (B - A) \div B$ この式において、A、B 及び C は、次の値を表すものとする。 A：規則第 25 条第 1 項から第 2 項に定める定格出力による年間太陽光発電相当量から太陽光発電設備等の設置相当量を減じた量 [kWh]（小数点以下は、切り捨て） B：建物推計電気使用量 [kWh] C：再エネ発電比率 [%] X：再エネ電源利用率 [%]（小数点以下は、切り捨て） なお、特定建築主が電気供給契約者とならない場合であっても、市長が認める一括受電方式の要件を満たす措置は、再エネ小売電気の調達とみなす。	（１）当該特定建築主が、再エネ割合の値が次式により算定して得た X の値以上であるメニューを選択し、再エネ小売電気（当該メニューに基づき電気を供給する小売電気事業者との電気供給契約によって供給される電気をいう。以下同じ。）を当該特定建築物において利用する措置（以下「再エネ小売電気の調達」という。） $X = A \div B \times 100 + C \times (B - A) \div B$ この式において、A、B 及び C は、次の値を表すものとする。 A：規則第 25 条第 1 項から第 2 項に定める定格出力による年間太陽光発電相当量から太陽光発電設備等の設置相当量を減じた量 [kWh]（小数点以下は、切り捨て） B：建物推計電気使用量 [kWh] C：再エネ発電比率 [%] X：再エネ電源利用率 [%]（小数点以下は、切り捨て） なお、特定建築主が電気供給契約者とならない場合であっても、市長が認める一括受電方式の要件を満たす措置は、再エネ小売電気の調達とみなす。